

北杜市不妊治療支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療を受ける夫婦に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 戸籍法(昭和22年法律第224号)の婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。
- (2) 不妊治療 日本国内の医療機関において、医師から不妊症と診断された夫婦が当該不妊症を治療するために受ける医療行為をいう。
- (3) 一般不妊治療 人工授精、排卵誘発法又はタイミング法による治療をいう。
- (4) 生殖補助医療 体外受精、顕微授精及び胚移植をいう。
- (5) 男性不妊治療 不妊治療の一環として行われる、次に掲げるいずれかの治療をいう。
 - ア 精巣内精子生検採取法による手術
 - イ 精巣上体内精子吸引採取法による手術
 - ウ その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- (6) 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けている者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第7条の申請の日において、継続して1年以上住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）であること。
- (3) 補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者（以下「補助対象

者等」という。)のいずれも、税、市債務その他の徴収金に滞納がないこと。

(補助対象の治療)

第4条 補助の対象となる不妊治療は、一般不妊治療、生殖補助医療及び男性不妊治療(以下「不妊治療等」という。)とする。ただし、次に掲げる場合は、補助の対象としない。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療の場合

(2) 代理母(妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産をするものをいう。)の場合

(3) 代理懐胎(夫の精子及び妻の卵子は使用できるが、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子及び妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するものをいう。)の場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が受けた不妊治療等に係る医療費の自己負担額(保険適用外の自己負担金を含み、文書料、入院室料、室料差額、食事療養費等の直接不妊治療等に要しない費用を除く。以下同じ。)とする。

2 補助対象経費の算定は、不妊治療等の期間(医療機関の医師が指定した不妊治療等を始めた日から終了した日までをいう。)に医療機関に支払った自己負担額の合計額により、これを行うものとする。

3 前項の規定により算定した補助対象経費が複数あるときは、不妊治療等の期間の終了した日の属する年度の単位で合算し、補助対象経費とする。

4 前3項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定に基づく保険者又は共済組合等の規約、定款、運営規則等の規定による当該医療費に係る給付及び法令等により地方公共団体から補助金の交付を受けられるときは、当該給付額及び補助額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額として、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1子ごとの不妊治療等につき3回を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、

北杜市不妊治療支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、前条第3項の規定により合算した補助対象経費のうち、不妊治療等の期間の終了した日の最も遅い日から1年を経過する日までに、市長に提示又は提出しなければならない。

- (1) 不妊治療等受診証明書（様式第2号）
- (2) 不妊治療等の医療費に係る領収書
- (3) 被保険者等の資格が確認できる書類
- (4) 補助対象経費から控除すべき給付及び補助の額が分かる書類（該当する者に限る。）
- (5) 夫婦の婚姻関係の有無が確認できる戸籍謄本等（住民基本台帳で婚姻関係が確認できる場合を除く。）
- (6) 事実婚関係に関する申立書（様式第3号）（事実婚の場合に限る。）
- (7) 市税、市債務その他の徴収金を滞納していないことの証明書（次号の宣誓書及び同意書において、滞納の調査に同意した場合を除く。）
- (8) 宣誓書及び同意書（様式第4号）
- (9) 振込先口座が確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項第8号の宣誓書及び同意書を提出するときは、当該同意をする者（以下「同意者」という。）に対し一に限り発行され、又は発給される書類（以下「公的身分証明書」という。）の写しを添付し、又は公的身分証明書を提示して市長に提出するものとする。

3 同意者が、未成年者等であるときは、法定代理人が署名し、次に掲げる書類の写しを添付し、又は提示しなければならない。

- (1) 当該同意者の法定代理人の資格を有することを証する書類
- (2) 法定代理人の公的身分証明書

4 市長は、前項の規定にかかわらず、その他の方法により法定代理人と確認することができるときは、当該法定代理人の資格を有することを証する書類の添付を省略することができる。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、北杜市不妊治療費補助交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合又は補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）が補助金

の交付条件に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助決定者は、関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(報告及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。